

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株) 袴田工務店	久慈郡大子町上郷 1346	2-019966

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年1月29日 ～ 令和4年3月28日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

(株) 袴田工務店は、令和4年1月19日に大子工務所が開札した土砂運搬工事(02国補地道第02-03-794-0-018号)について落札候補者となったが、有効な経営事項審査を受審したことを証する書面を有しておらず資格要件を満たさなかった。

5 加重措置

(株) 袴田工務店は、大子工務所が発注する工事において不適切な安全管理措置により作業員が重傷を負う事故を生じさせ、令和3年4月24日から5月23日までの間、県から指名停止措置を受けていることから、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)第4条第2項第1号の規定により、短期加重措置とする。

6 指名停止理由

落札者である(株) 袴田工務店が有効な経営事項審査を受審したことを証する書面を提出できなかったことは、指名停止等措置要領別表第2第15号ウに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第1 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア、イ (略) ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)